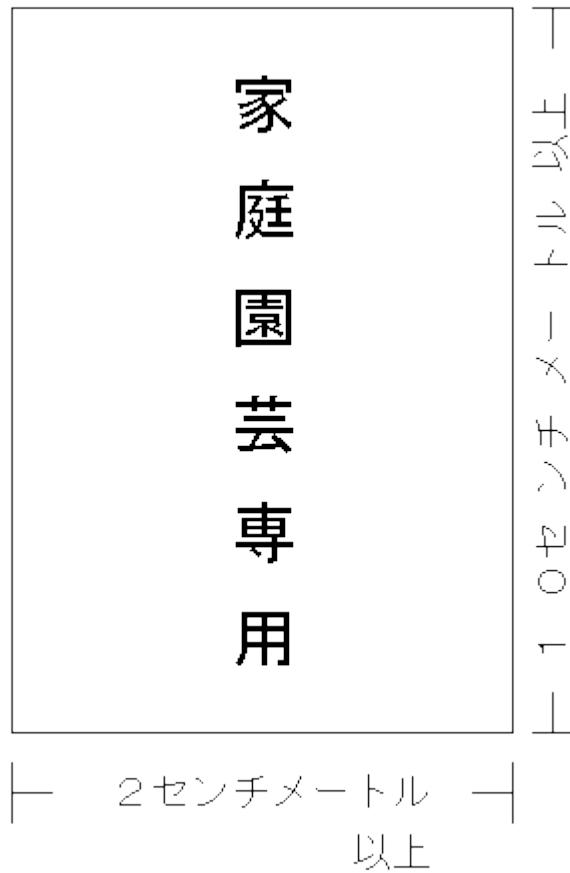


昭和61年2月22日農林水産省告示第287号 施行 昭和61年3月25日  
改正 令和2年10月30日農林水産省告示第2126号 施行 令和2年12月1日  
改正 令和3年6月14日農林水産省告示第1005号 施行 令和3年12月1日

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の三第一項の規定に基づき肥料の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示の方法を定める件

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の三第一項の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示は「家庭園芸専用」の字句をもつて、容器又は包装の外部の見やすい場所に明りように行うこととし、標準的な様式は次のとおりとする。



又  
は

# 家庭園芸専用

10センチメートル以上

チメートル以上  
2センチ

附 則（令和3年6月14日農林水産省告示第1005号）

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。